

愛知学院大学歯学部附属病院医療連携運営委員会規則

平成15年4月1日

施行

第1条 本会は、愛知学院大学歯学部附属病院（以下「附属病院」という。）医療連携運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

第2条 運営委員会の事務所は、附属病院内におく。

第3条 運営委員会は、次の事項を目的とする。

- 1) 医療法第4条1項に基づき、医療連携の円滑な運用と推進を図ること。
- 2) 附属病院とかかりつけ歯科医師及び医師の連携に必要な体制を構築し、運用上必要な事項について検討すること。

第4条 運営委員会は、下記の事業を行う。

- 1) 運営委員会の開催
- 2) 研修会の開催
- 3) その他必要と認められる事業

第5条 委員会の構成は次のとおりとする。

- 1) 登録歯科医師・医師の代表11名
- 2) 附属病院の病院長
- 3) 臨床部長5名および特殊外来科長1名
- 4) 総看護師長、総歯科衛生士長
- 5) 事務職員2名

2 委員長は臨床部長とし、病院長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする

第6条 委員会の定例会は、年1回開催する。

2 委員長又は3分の1以上の委員の要請があれば、随時委員会を開催することができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数とする。

第7条 委員会は、医療連携に関する実施要領を別に定める。

第8条 規則の改廃は、委員会および臨床部長会の議を経て病院長が定め、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

この規則は、平成24年7月1日より施行する。